

後期高齢者医療

〈保険料〉 決定しました！

7月【一人ひとりに】に納付書を送ります

後期高齢者医療の保険料は世帯ではなく一人ひとりにかかります。



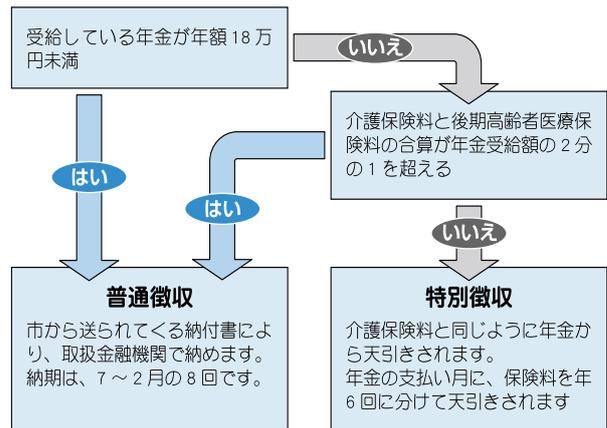
- ・7月に年間保険料を決定し、7月より翌年2月までの計8期で納付していただきます。
(納付書は7月中旬に送ります。)
- ・今年4月から、保険料が年金から天引きされている方は、6月・8月に続いて、10月・12月・2月と年金の支給月に年金から天引きされます。
- ・このときの保険料は、年間保険料から4～8月に仮の額として天引きされた金額を引いて、残りを3回で割った額となります。

★ あなたはどっち？ 納付方法

保険料の納付方法は、【図1】のとおり受給している年金の額によって、年金から天引きされる「特別徴収」と、納付書などで納める「普通徴収」の2通りとなります。

※年金から天引きの場合、保険料は介護保険料とおなじ年金から天引きされます。

【図1】 保険料の納付方法



※6月以降に加入した方はすべて普通徴収(納付書で納入)です。加入した月の翌々月に納付書を送ります。

※納付書で納める方で口座からの引き落としを希望する方は収納課までお問い合わせください。

■お問い合わせ
市民課国保医療担当
(内線127～130)
収納課徴収第2担当
(内線165・166)

【納期について】

| 納める月 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
|-------------|---|---|---|---|---|-------------|----|----|----|---|---|---|
| 納付書の方(普通徴収) | - | - | - | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - |
| 年間保険料 | | | | | | | | | | | | |
| 天引きの方(特別徴収) | ○ | - | ○ | - | ○ | - | ○ | - | ○ | - | ○ | - |
| 仮の額を天引き | | | | | | 年間保険料 - 仮の額 | | | | | | |

今月の納税

| 税目 | 納期限 |
|---------------|----------|
| 市県民税(普徴)第1期 | 7月15日(火) |
| 固定資産税第2期 | 7月31日(木) |
| 国民健康保険税第1期 | |
| 後期高齢者医療保険料第1期 | |

■お問い合わせ
収納課(内線163～166)

【注意】70～74歳のかたの「高齢受給者証」



国保加入の70～74歳の方には「高齢受給者証」をお使いいただきます。8月1日更新の日になります。新しい「受給者証」を7月中旬に発送します。古い受給者証は、ご自分で処分してください。

国民健康保険の税率 決定しました!

みんなでささえあう

平成20年度からは、

医療保険分+介護保険分+後期高齢者支援金分

の3本立ての仕組みになりました。

後期高齢者支援金分は「後期高齢者医療」
にあてられます。国保の税率はそのぶん医療
保険分が減って、すえ置きとなっています。



| | | | | | | | |
|----------------|-----|---|---------|---|--------|---|----------|
| いままで | 国保税 | = | 医療保険 | + | 介護保険 | | |
| 今年から | 国保税 | = | 医療保険 | + | 介護保険 | + | 後期高齢者支援金 |
| ◆ 所得割 (世帯の所得) | | | 6.70% | | 1.30% | | 1% |
| ◆ 資産割 (世帯の資産) | | | 2.9% | | 7% | | 7% |
| ◆ 均等割 (1人あたり) | | | 22,300円 | | 9,500円 | | 5,700円 |
| ◆ 平等割 (1世帯あたり) | | | 21,500円 | | 6,500円 | | 4,500円 |

- ・いままでの仮算定は廃止となり、7月の本算定で年税額を算定し、7月より翌年2月までの計8期で納付していただきます。(納付書は7月中旬に送ります。)
- ・今年4月から、保険税が年金から天引きされている世帯は、6月・8月に続いて、原則10月・12月・2月と年金の支給月に年金から天引きされます。このときの税額は、本算定で算出された年税額から4～8月に仮の額として天引きされた金額を引いて、残りを3回で割った額となります。

ご用心! もしかして無保険

75歳になって後期高齢者医療制度に加入した方は、4月から国保に加入することとなり、加入には手続きが必要で、国保に加入しないと無保険になってしまいます。

この場合65歳以上の方については、国保税が軽減されます。軽減には申請が必要です。7月中に申請しないと第1期からの軽減が受けられません。

早めにお問い合わせてください。

■お問い合わせ
市民課国保医療担当 (内線127~130)

【納期(2017年)】

| | | | | | | | | | | | | |
|---------------|---------|---|---|---|---|-----------|----|----|----|---|---|---|
| 納める月 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
| 納付書の世帯 (普通徴収) | - | - | - | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - |
| | 本算定 | | | | | | | | | | | |
| 天引きの世帯 (特別徴収) | ○ | - | ○ | - | ○ | - | ○ | - | ○ | - | ○ | - |
| | 仮の額を天引き | | | | | 本算定 - 仮の額 | | | | | | |

※□座からの引き落としは手続きが必要です。



家屋を取り壊したら

固定資産税は、1月1日現在に存在する家屋に課税されます。年の途中で家屋を取り壊した場合は届出により、現地を確認のうえ、翌年から課税されなくなります。家屋を取り壊したときは必ず市に連絡してください。

- ※家屋とは住宅・倉庫・工場などすべての建物
- ※家屋滅失登記された場合は必要ありません

- 工事内容
- ①窓の改修
 - ②床の断熱改修
 - ③天井の断熱改修
 - ④壁の断熱改修
 - ⑤工事費用が30万円以上
- ※①～④までの改修工事のうち①は必ずすること
- 工事期間
平成20年4月1日～22年3月

エコ、地球にやさしく 固定資産税を減額します！

住宅を省エネ改修した場合に固定資産税(家屋)を減額します。

■対象家屋
平成20年1月1日以前に建築された住宅(納税義務者が居住している住宅)

※賃貸住宅や耐震改修工事による減額を受けた住宅などは対象外

- 申請時期・提出書類
工事完了後3か月以内
- ◇申請書
◇工事明細や費用がわかるもの(建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関による証明書は必ず)
- お問い合わせ・お申し込み
税務課固定資産税担当
(内線156～158)

月31日までの間に行ったもの

■減額内容
住宅の120㎡分を限度にその面積に係る税額の1/3を減額(1年度分のみ)

■減額時期
工事の完了が1月1日までを基準として翌年度分

(例)
・工事の完了が平成21年1月1日までの場合
平成21年度分

国から地方へ 税源移譲

申告により 住民税をお返しできます

申告期間
7月1日～
31日まで

平成19年中に退職などにより所得が大きく減り、所得税がかからなかった方は、税源移譲により、住民税だけが上がっていることがあります。その場合納付された平成19年度住民税から、税源移譲により増額となった住民税を還付します。

平成19年に収入が大きく減って
「所得税」がかからなくなった方には

★対象者

18年には所得税がかかったが19年は所得が減って所得税がかからなくなった方

★申告先

平成19年1月1日現在の住所地(平成19年度住民税が課税されている市町村)

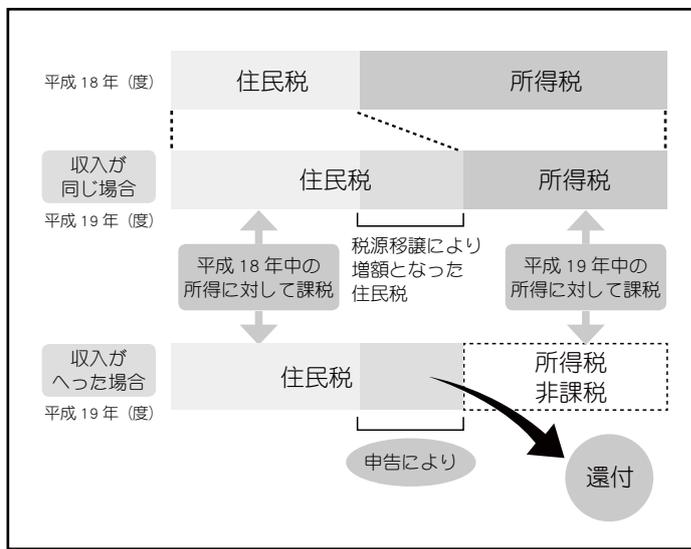
- ※転入など住所に異動があった方はご注意ください
- ※印鑑をご持参ください

★対象にならない方

- ・平成19年中に亡くなられた方
- ・平成19年中に海外へ転出されて、平成20年1月1日現在日本国内に居住されていない方
- ・住宅ローン控除などで所得税が課税されなくなった方

■お問い合わせ

税務課市民税担当
(内線153～155)



高齢者非課税規定の廃止について

昭和15年1月2日以前に生まれた方で、前年の合計所得金額が125万円以下の方に適用されていた非課税措置が平成18年度から廃止され、その経過措置が2年間ありましたが、20年度からなくなりました。



| 20年度 | 19年度 | 18年度 | 17年度 |
|------|-------|-------|------|
| 全額課税 | 課税2/3 | 課税1/3 | 非課税 |

安全で、きれいな川が好き

7・8・9月の15日は「河川愛護デー」

きれいな川が好きですか？川は、わたしたちの生活に潤いを与えてくれます。

でも、時には集中豪雨や台風などで水量が増し、洪水となって災害が起こることもあります。

本市では、昭和34年の災害を教訓に、日頃から市民一人ひとりの水害に対する認識が高く、各地域での河川愛護活動が永い間続いて

います。

今年も、各自治会ごとに7・8・9月中の休日などを「河川愛護デー」の実施日と決め、河川・水路の除草、清掃、土のうづくりの作業が行なわれます。

市民のみならず、積極的な参加をお願いいたします。みずからの手で、河川の清掃を行い、安全な暮らしを守りましょう。



また、「河川愛護デー」の活動と同時に、洪水などの災害を想定し、避難場所・避難経路の確認、気象情報に注意するなど、いざというときの心構えも必要です。

水道メーターの取替 委託業者が伺います



市では、みなさんがお使いになった水道の使用量を正確に検針するため、計量法に基づき8年に1度、メーター器の取替を行っています。

該当するお宅には、市から委託を受けた葦崎市上水道組合加盟の指定店業者が、7月から9月中旬までの間、随時取替作業に伺います。各ご家庭で立会っていただく必要はありませんので、個別のお知らせは行いませんが、みなさんのご協力をよろしくお願いします。

《 取替費用は無料です 》

※委託業者は、上下水道課で発行した身分証明書を携行しています。不審な点がありましたら、ご確認ください。

※取替時に空気が入ること、水の流れが不規則になったり、にぎり水が出る場合もありますので、しばらく水を流してからお使いください。



■お問い合わせ
上下水道課水道管理担当
(内線616)

ポリス インフォメーション

「ダメ。ゼッタイ。」薬物乱用！

■甘い誘いに気をつけよう。

薬物を密売する人は、大人ばかりでなく、少年もターゲットにしてきます。また甘い言葉をかけたりあらゆる手を使って薬物を売ろうとします。

■ダメ！絶対！！と断る勇気を持とう。

薬物乱用は、友人や先輩から誘われて、つい始めてしまうケースがとても多いのです。おもしろそうだから、仲間はずれになりたくないとか、そういう気持ち危険です。

好奇心で一生活を台無しにしないでください！

◆薬物に関する悩みや相談は、

・薬物相談電話

☎055-228-8974

・葦崎警察署組織犯罪対策係

☎22-0110



「下水道」に接続しましょう

市では、計画的に下水道を整備してきて平成19年度末の整備率は50%となっています。しかし、下水道への加入率は71%でまだまだ低い状況です。整備が終わっているところにお住まいで、下水道に未接続の方は排水設備の早期設置にご協力ください。

■お問い合わせ・お申し込み
上下水道課下水道担当
(内線613・614)

なお、市ではみなさまの排水設備の新設及び改造工事が適切に行われるように、専門技術者のいる工事を指定してあります。この指定店に接続

地球にやさしい生活を

工事を依頼すれば、工事に必要な手続きを代行し、完成するまで責任をもって行いますので、安心して任せられることができます。

河川、水路などの水質は地域がまとまって下水道を使用することで改善されます。下水道への早めの接続にご協力ください。